

極秘

戦時補償特別税（假稱）の課税を受くべき政府又は準政府機関に對する戦争に起因する請求權
左の四類に分ち各別に控除額を定める。

A 類

(一) A 類に属するものは左の通りである。

(1) 軍需會社法第十三條に依る補助金損失補償又は利益保證（但し昭和二十年八月十五日以前に支拂済のものを除く）

(2) 國家總動員法第二十七條又は第二十八條に依る補償又は補助金（但し(1)昭和二十年八月十五日以前に支拂済のものを除く）(3)船舶運賃會に對するものを除く

(ハ) 水船戦災補償はし類に属せしめる。

(三) 兵器等製造事業特別助成法第五條に依る設備買上請求權であつて昭和二十年八月十五日迄之を行使し
てないもの

(四) 防空法第十六條に依る工場疎開の補助金並に工場疎開に關し同法同條の制限を超えて豫算に依り支出した補助金

(カ) 太平洋戦争の終結に因り軍需品調製契約を解除した場合の損害賠償並に仕掛半成品の儘引取つた場合の代金へ仕掛費に付て仕掛半成品の價格を差引く。
（産業受買手より昭和二十年八月十五日以後業者と締

結した設備買取契約に基く代金請求權並に營團と業者との了解の下に營團の買取を予定して業者の建設した設備に付太平洋戦争の終結に因り買取を履行しな
いこととしてた場合の損害賠償へ註前条の場合、後者の場合ともし設備は業者のものとする。）

(フ) 産業設備營團が太平洋戦争の終結に因り船舶及機關等の製造注文を取消した場合の損害賠償

(ホ) 太平洋戦争の遂行又は終結に關して官廳又は官吏が法令に基きたる命令又は處分を屬したことに因る損害賠償へ註、此の分は付ては命令又は處分を受け
た側に損害賠償請求權があるか否か明でないか有ら

は課税を受ける趣旨である。

- (二) A類に属するものについては個人、法人とも一請求権毎に一万円を控除する。

B 類

- (一) B類に属するものは陸上物件の戦争保険金であつて左の通りである。

戦時特殊損害保険法（南洋群島戦争保険臨時措置令を含む）に基づく戦争保険契約に依る戦争保険金であつて其の保険事故が昭和二十年八月十五日迄に発生したものの

- (二) B類に属するものについては左の金額を控除する。

- (1) 個人の場合は一請求権者毎に五万円、一請求権者多数の請求権を有してある場合には合算して五万円
- (2) 法人の場合は一請求権毎に一万円

C 類

- (一) C類に属するものは戦争事故に関する海上保険金又は之に類似の制度に依る補償金等であつて左の通りである。但し日本の戦争に關係のない戦争事故又は昭和二十年八月十六日以後に発生した戦争事故に関するものを除く。

- (1) 戦争事故に因る海上保険金
- (2) 戦争事故に因る木船保険金

(3) 戦軍事故に因る船舶保険金

(4) 國家總動員法に基く水船戦災補償

(5) 命令航路航船船舶及配船命令船舶の戦軍事故に因る損害に對する補償

(6) 陸海軍機密船舶の戦軍事故に因る損害に對する補償

(二) C類に屬するものに付ては左の金額を控除する。

(1) 個人の場合は一請求権者毎に五万円、一請求権者が数箇の請求権を有してゐる場合には合算して五万円。

(2) 法人の場合は一請求権毎に一万円。

D類

(一) D類に屬するものは工場に非らざる建築物の疎開に關す

る補償であつて左の通りである。

防空法第十三條に依る建築物疎開の損失補償（但し土地の買上代金又は賃借料、建築物却ち事業費用及移轉料を除く）

(二) D類に屬するものに付ては左の金額を控除する。

(1) 個人の場合は一請求権者毎に五万円、一請求権者が数箇の請求権を有してゐる場合には合算して五万円

(2) 法人の場合は一請求権毎に一万円

